

一般競争入札説明書

沖縄県立那覇特別支援学校長が発注する「那覇特別支援学校非常放送設備更新工事」にかかる一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令及び沖縄県財務規則に定めるほか、この入札説明書によるものとする。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は下記のとおりとする。

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 那覇特別支援学校非常放送設備更新工事
- (2) 契約内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 工 期 契約締結の翌日から令和 8 年 11 月 30 日まで
- (4) 工事場所 沖縄県立那覇特別支援学校（那覇市寄宮 2 丁目 3 番 30 号）

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 8 年 8 月 13 日（木）午前 11 時
- (2) 場 所 那覇特別支援学校 1 階視聴覚室

3 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和 52 年沖縄県告示第 445 号）第 5 条に基づく「建設工事入札参加資格者名簿 ※令和 7・8 年度」に登録されていること。
- (2) 設置物品に関し、点検整備体制及び物品等の供給体制が確立されており、かつ故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- (3) 入札参加資格申込日から当該入札の開催日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 沖縄県物品調達における、暴力団の排除に関する協定書に基づく排除措置を受けていない者。

4 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、入札参加資格等を確認するために次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 建設工事入札参加者名簿に登録されていることが確認できる書類
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容が事実と相違ないことを誓約する書類

- エ 入札保証金に関する書類（別紙「入札保証金説明資料」参照）
- オ 応札明細書（内訳明細のある見積書添付）
- カ その他契約担当者が必要とする書類

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 4 時必着

※直接持参又は郵送（簡易書留に限る）による提出も可

※直接持参の場合、提出日は土日・祝祭日を除く

(3) 提出場所

〒902- 0064 沖縄県那覇市寄宮 2 丁目 3 番 30 号

沖縄県立那覇特別支援学校 事務室

(4) 審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、F A X にて令和 8 年 8 月 12 日（水）までに通知する。

5 入札保証金

別紙「入札保証金説明資料」のとおりとする。

6 入札

- (1) 入札者は上記 4 (1) に定める書類を提出し、入札参加資格を得た上で、入札書を提出しなければならない。
- (2) 入札書は書面により、直接持参又は書留郵便により提出すること。
- (3) 代理人が入札する場合は、必ず別紙「委任状」を提出すること。
- (4) 入札書は別紙「仕様書」に基づき見積もるものとする。
- (5) 開札に立ち会う者は、入札参加資格があることが確認された者又はその代理人とする。
- (6) 入札者は入札書を提出した後は開札の前後を問わず当該入札書の書換え、引換え、又は取消しをすることはできない。
- (7) 入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に ¥ マークを表示すること。
- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いた金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札
- (10) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開催時において3に定める一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札

8 入札の辞退等

都合により入札を辞退する場合は、入札日時の前までに「入札辞退届」を郵送又は持参により提出すること。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札が無効であるときは、その次順位の入札をした者を落札者とすることができる。
この場合においても、予定価格以内の入札をした者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじによる落札決定を行う。この時、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係の無い職員が代わりにくじを引くものとする。

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約ができるものとする。

11 契約保証金に関する事項

落札者は沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間の履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証する書類を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 契約保証金の納入または免除の手続きの期限

令和8年8月19日(水)までとする

13 契約締結の期限

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。

14 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

15 入札の執行人及び立会人

沖縄県立那覇特別支援学校事務職員

16 その他

(1) 最低制限価格は設定しない。

(2) 入札説明会は実施しない。ただし現場確認等が必要な場合は下記の問い合わせ先へ連絡すること。

(3) 入札説明書及び仕様書に対する質問は書面により行うこと。

ア 対応期間 令和8年7月22日(水)～令和8年7月31日(金)

イ 提出先 那覇特別支援学校 (FAX: 098-834-6430) 担当: 米元

ウ 提出方法 FAXで行うこと

17 入札事務に関する問い合わせ先

〒902-0064 沖縄県那覇市寄宮2丁目3番30号

沖縄県立那覇特別支援学校

TEL: 098-834-0948

FAX: 098-834-6430

※午前9時から午後4時まで(土日・祝祭日を除く)